



総人口：10,564人 (+25)
男：5,264人 (+15)
女：5,300人 (+10)
世帯数：3,917世帯 (+15)
(平成28年4月末現在)

子育て支援だより

「子育てワンポイントアドバイス」

第126回 「気になる子」の子育てを一緒に考えましょう！

みえ発達障がい支援システムアドバイザー 保育士 竹村 マミ

子育てをしていて、「落ち着きがない」「衝動的に動く」「人への関心が薄い」「融通がきかない」「すぐにカッとなって手が出る」「言葉が遅い」「人見知りが強い」「ポーっとしている」「人とのやりとりがうまくできない」「空気がよめない」「集団への適応が難しい」等、年齢相応でない『気になること』はありませんか？

ネット等の情報を得て、「うちの子は、発達障害でしょうか？」「自閉症？」「ADHD？」と聞かれる方が増えてきており、そういう診断名が先立って相談できない方も少なくありません。しかし、医者しか診断はしません。大切なのは、まず、子どもに周囲の大人がどのようにかかわるかだと思っています。

相談される方の中には、「子どもの行動が気になって外出できずにひきこもり、何とかしようとして注意叱責を繰り返したり無理矢理やらせようとしたりしても、中々、上手くいかず、育児に疲れてしまう」という話を聞きます。

十人十色、皆それぞれ容姿や性格が違い発達にも個人差があるように、育児の仕方も千差万別です。育児書通りでない工夫のいる場合がよくあります。気になったら勝手な解釈をしたり悩んだりするのでなく一緒に考えませんか？

社会性は3歳までが一番発達するそうです。早目にご相談いただくことをお勧めします。必要に応じて、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士といった専門家にお繋ぎします。子育て健康課（377-5652）までお電話ください。

*みえ発達障がい支援システムアドバイザー：三重県小児心療センターあすなる学園で1年間の研修の後、県より認定された者。



今年度より産後ケア事業をはじめます！

安心して子育てができるように、お母さんと赤ちゃんの生活リズムづくりのため、助産師が訪問して母子のケアや授乳指導・育児相談を行います。

詳しくは子育て健康課（377-5652）までご相談ください！



6月の子育て支援事業



日程	時間	事業名	内容	対象	場所	予約	担当
6/14(火)・17(金)・ 21(火)・24(金)・ 28(火)・30(木)・ 7/5(火)・8(金)	9:00-12:00	あそび場	スキンシップ・ ストレッチなどの 遊	発達が ゆっくりの 子どもと 保護者	ほっとくらぶ	不要	ほっとくらぶ (377-3522)
6/15(水)	10:00-12:00	ほっとする 親の会	茶話会				
7/1(金)	9:00-12:00						
6/13(月)・20(月)・ 27(月)・7/4(月)	10:00-11:30	親子で遊ぼう	自由遊びなど	未就園児	児童館	不要	カンガルー あさひ (377-5652)
7/7(木)	10:00-12:00	親子ふれあい事業	集団遊びなど	未就園児	児童館	要予約	社会福祉協議会 (377-2941)
6/12(日)	10:00-15:00	朝日こども 将棋教室	将棋遊び	小学1年生 ～6年生	教育文化施設	不要	
6/11(土)・25(土)	15:00-15:30	おはなし会	絵本の読み聞かせ など	お話を聞き たい方は どなたでも	あさひ ライブラリー	不要	教育文化施設 (377-6111)

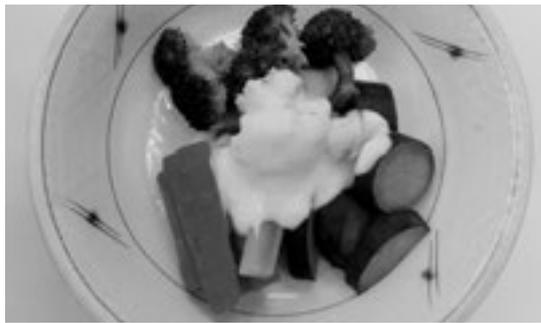
*最終ページに子育て健康課の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。

*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。

朝日町食生活改善推進協議会 クッキングプラザ

ゆずこしょうの香りを利用した
塩分控えめのサラダです。

ホットサラダの ヨーグルトドレッシングかけ



材料(4人分)

- A
- さつまいも……………120g
 - にんじん……………100g
 - ブロッコリー……………80g
 - ヨーグルト……………80g
 - 塩……………1g
 - ゆずこしょう……………小さじ1/2

作り方

- ①さつまいもは、幅1cmの半月切りにする。
にんじんは、長さ6cm、幅1cmに切る。
ブロッコリーは、小房に分ける。
- ②蒸気が上がった蒸し器にブロッコリー以外を入れ、
6分間蒸す。
ブロッコリーも入れ、さらに2分間蒸す。
- ③ボールにAを入れ、ドレッシングを作る。
- ④②を盛り付け、③をかける。

住み慣れた地域でより良い生活を♪

＊お気軽に
見学にお越し
＊下さい＊



医療法人 福島会

「ゆ」っくり「た」のしく「か」そくのように 豊かな生活がテーマです



グループホームあさひ 三重郡朝日町小向2064-1 ☎376-3300

ふくじまだより



日々の様子をブログにて公開中!

*在宅での生活が難しい方や
入院中の方もご相談下さい。

*朝日町在住の皆様にご入居頂いております。

*認知症についてのご相談も
受付けております

入居者募集中♪



入居要件
要介護1
以上の方

有料広告掲載欄

被保険者証について

新しい被保険者証（若草色）を、7月中旬に、ご自宅に簡易書留にて郵送いたします。

ピンク色の被保険者証は、8月1日以降ご使用になれません。新しい被保険者証（若草色）が届きましたら、8月1日以降にピンク色の被保険者証は朝日町役場に返却してください。（返却が困難な方で、ご自身で処分する場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。）

また、8月1日以降、病院や薬局の窓口では、新しい被保険者証（若草色）を提示してください。

《住民税非課税世帯に属する被保険者の方へ……》

住民税非課税世帯に属する方は、通院の際に、上記の『被保険者証』に加えて『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

また、入院の際に提示すると食事代が減額されます。

この減額認定証の交付を受けるには、保険福祉課へ申請が必要です。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を納付いただきます。

原則、7月中旬頃に保険料額及び納付方法を朝日町役場から送付します

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

○平成28年度の保険料の計算方法は下記のとおりです。

$$\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ 43,870\text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額等} \ast - 33\text{万円}) \times 9.06\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ (\text{賦課限度額} 57\text{万円}) \end{array}$$

○国の制度改正にともない、平成28・29年度保険料率の改定に当たって、以下の見直しを行いました。

・低所得者への保険料軽減（均等割額2割・5割軽減）の対象拡充

※総所得金額等とは

- ・各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- ・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- ・各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。

○保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	9割	4,387円
33万円以下	8.5割	6,580円
（33万円＋被保険者数×26.5万円）以下	5割	21,935円
（33万円＋被保険者数×48万円）以下	2割	35,096円

【注1】 世帯は4月1日（年度途中で資格取得された方は資格取得日）時点での状況で判定されます。

【注2】 前年（1月から3月までは前々年）12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割額の軽減】

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等－33万円）が58万円以下の場合、所得割額が5割軽減されます。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減

均等割額が9割軽減され、所得割は課されません。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、保険福祉課にお知らせください。

○保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方（概ね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます場合があります。（保険福祉課にご相談ください）

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

○申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。（7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更）

●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）…383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の入収入額が520万円未満

●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

○目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。

○対象者 8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方

○送付スケジュール 4月末時点の被保険者⇒6月下旬発送 5月～7月中に被保険者となられる方⇒8月下旬発送
8月中に被保険者となられる方⇒9月下旬発送

○受診期間 7月から11月末までの間 ○受診場所 病院・診療所など

○受診方法 受診券等をご覧ください。 ○自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円

後期高齢者医療費通知について

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

○目的 実際にかかった医療費の総額（10割）をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。

○不要な方 医療費通知を不要とされる方は、下記のお問い合わせ先にご連絡下さい。

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限り、そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

あん摩・マッサージの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限り、認められます。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

問い合わせ先

・三重県後期高齢者医療広域連合事業課

被保険者証・保険料・一部負担金関係 TEL 059-221-6883

健康診査・療養費関係 TEL 059-221-6884

・保険福祉課 TEL 377-5659



6月4日～10日は歯と口の健康習慣です



私たちの生命活動は、言うまでもなく食べることによって支えられています。食べるために無くてはならない器官が“歯”。ところが、歯の寿命は、長くなった平均寿命に追いついていません。では、歯を失う原因は、何でしょう？それは歯周病です。歯周病は生活習慣病の一つで、若い頃から予防が必要です！



歯周病チェック

次の質問にあてはまる項目をチェックしてみてください。1～2項目があてはまれば歯周病の可能性があります。3～5項目なら初期あるいは中期歯周炎以上に歯周病が進行している恐れがあります。

- 歯ぐきに赤くはれた部分がある。
- 口臭がなんとなく気になる。
- 歯ぐきがやせてきたみたい。
- 歯と歯の間にもものがつまりやすい。
- 歯をみがいたあと、歯ブラシに血がついたり、すすいだ水に血が混じることがある。
- 歯と歯の間の歯ぐきが、鋭角的な三角形ではなく、オムスビ形になっている部分がある。
- ときどき、歯が浮いたような感じがする。
- 指でさわってみて、すこしグラつく歯がある。
- 歯ぐきからウミが出たことがある。



歯周病を予防するには？

歯周病は予防できます！健康的な歯でいましょう！

・正しく歯磨きを行う

歯周病の原因は細菌性プラークです。毎日の歯磨きが一番重要な予防法です。

・生活習慣を見直す

◎禁煙を行う・・・タバコの煙の中の有害物質はプラークが付着しやすくなり、また、一酸化炭素やニコチンは、病原菌に対する抵抗力を低下させます。

◎ストレスの解消・・・ストレスを溜め込んでしまうと、身体の免疫力が下がってしまいます。

・定期的に歯科健診を受けましょう

満足な食生活を送るためには20本の歯が必要といわれています。多くの高齢者が歯周病によって歯を失っています。満足な食生活、健康な生活を守るためにも歯と口の健康に少し目を向けてみてはいかがでしょうか？

国民年金からのお知らせ

【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、朝日町役場町民環境課へご相談するようお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。この納付猶予制度の対象者が、平成28年7月から現在の30歳未満から50歳未満に拡大されます。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、朝日町役場町民環境課または年金事務所へご相談ください。



<町史だより>



※まちの秘話 ⑤

各分野における調査過程の情報の一部をみなさまにお知らせします。

～ 桑名藩主の交替と領内騒動 ～

江戸時代に朝日町を構成していた柿・縄生・小向・埋縄の各村は、文政6年（1823）までは桑名藩の領地であった。この年の藩主交替は、桑名藩主が武蔵国忍へ、忍藩主が奥州白川へ、白川藩主が桑名へという三角トレードであったが、忍藩の領地に田畑が不足するため、桑名藩領内の72ヵ村が忍藩領に組み替えられた。朝日町域のうち埋縄村だけは組み替え分に入り、のち幕府領をへて安政元年（1854）に再び忍藩領に戻っている。

この転封は、桑名藩領で大きな農民騒動をひきおこした。そのようすはかなり明らかになってきているが、このたび町史史料調査において歴史博物館所蔵史料のなかから新情報が見つかった。史料は家内や村、地域のできごとをしるした年代記で、作成者は小向村の村役人層であった家の人と思われ、仮に「小向村覚え書」と名付けておく。これと『桑名市史』などを合わせて騒動のようすをまとめると、次のようになる。

国替えが桑名藩領の村方に知らされたのは文政6年3月28日のことで、4月6日に歎願のため町村の総代が江戸へ向かった。このときの歎願内容は国替えの日延べだったらしい。桑名藩領内には藩が各村の庄屋を指導して実施させた積立金制度があり、集まった金は藩が借り入れて財政の補助に充てていた。転封にあたって領民はこの積立金の返還を願ったが、旧藩主役人からは「1口4両3分ずつのはずだが、1両減額して3両3分を3年に分けて返す」と通達があり、庄屋から村々へ伝えられた。しかし農民たちは承服できず、まず石榑村（いなべ市）の者が8月2日ごろに城下へ歎願に出た。つづいて丹生川（同）・田光（菰野町）などの村々が「大くずれ」の事態となる。人々は鐘・太鼓を打ちならし、斧や竹槍を持ち、「オイオイ、エイエイ」と声を上げて何千人と集まり、庄屋・郷代官の家を土蔵まで打ち壊したという。襲撃をまぬがれた庄屋の家は少なく、朝日町域では縄生村庄屋だけが「小向村覚え書」にあげられているから、それ以外の3ヵ村の庄屋家は打ち壊されたのであろう。藩側では鎮圧に努め、8月10日に願いを認めると申し渡しをしてようやく鎮まった。

8月21日から旧藩主の家臣はおいおい桑名を退去していく。9月には番所などが新藩主側へ引き渡された。新藩主の松平定永は文政7年5月10日に桑名に入城し、大きな騒動の直後を配慮した施策をしている。まず6月26日に領民に酒を下賜し、小向村でも「庄屋方にて皆々寄り合い、ありがたく頂戴」した。また「八天狗御札」を領分各町村へ配り、小向村では8月3日にそれをまつる小社を建てて全村休日とした。小社には毎月3日に水を供え、その水を家ごとに配って屋根にかけたというから、火災除けの御利益があったのだろう。高齢者への手当ても支給され、小向村では忠六の父が90才以上として「1人扶持」を与えられて11月2日に組内の者が忠六方で酒飯の振る舞いを受けた。これらの慰撫策は効果をあげたようで、11月29日に村々庄屋が進物をもって城へあがった。騒動鎮圧のとき認めるとされた要求の多くは実は叶えられなかったのだが、かつての激情は沈静化し、新藩主を戴く心構えがととのったといえるだろう。

町史のための調査によりこうした地元でのようすを伝える史料を見つけることができた。これからも、新しい資史料の発見につとめていきたい。

記：町史専門部委員・文献史料部会 眞 真理子

※町史『知っ得』講演会の開催のお知らせ

町史編さんに伴う文化事業の一環として定期的に講演会を開催します。

第3回目は、

演 題 「八王子祭の謎を探る」
講 師 久志本鉄也 氏（朝日町史専門委員、元朝日小学校教頭）
日 時 6月18日（土） 14時～15時30分
場 所 朝日町教育文化施設 2階視聴覚室
聴講無料（事前申し込み不要、先着順）

【講演内容予告】

小向で毎年8月に行われる八王子祭は一体どのような性格の祭りなのでしょうか。近隣の祭りと比較しながら考えてみたいと思います。



※取り組みの紹介



（埋縄地区 昔ばなし懇談会の様子）

【昔ばなし懇談会】

4月15日（金）埋縄公民館にて聞き取り調査を実施しました。

【たけのご掘り調査】

たけのご掘りシーズン真っ最中ということで、4月15日（金）埋縄の山林にて、たけのご掘りの調査を実施しました。皆さま気合を入れて掘っていらっしゃいました！



【民具実測調査】

4月11日（月）～13日（水）、18日（月）～20（水）
25日（月）～27日（水）、5月2日（月）、6日（金）、
10日（火）町史編さん課にて民具実測調査を実施しました。

【建造物調査】

4月20日（水）民家の実測調査を実施しました。

【考古調査】

4月17日（日）考古分野の打合せ、借用遺物の発掘現場確認調査を実施しました。

【萬古焼調査】

4月18日（月）、21日（木）、22日（金）、25日（月）、
28日（木）、29日（金・祝）、5月6日（金）亀山市役所、
三重県総合博物館他にて資料調査及び計測調査を実施しまし
した。

【石造物調査】

4月11日（月）、20日（水）、26日（火）、27日（水）
金光寺にて五輪塔の実測調査を実施しました。

【民俗調査】

4月19日（火）、20日（水）、25日（月）、26日（火）、
30日（土）縄生地区・柿地区・埋縄地区の水揚げ農地調査
を実施しました。



（民家実測調査の様子）

～昔ばなし懇談会参加者募集！！～

町史編さん課では各大字地区（縄生、小向、柿、埋縄）の公民館において昔ばなし懇談会を開催しています。昔の遊び、お手伝いを話せる方、機械化以前の農業が話せる方、町の言い伝えを話せる方など、いろいろな角度から昔の朝日町を話せる方を大募集しています。ぜひ町史編さん課までご連絡ください。（TEL 377-5195）

墨で書かれた文書類、明治～昭和時代の古い記録、建物・風景写真など、資料提供をお願いします。

問い合わせ先：町史編さん課（朝日町公民館内）TEL 377-5195 FAX 377-5196

平成28年度

朝日町消防団春季訓練

4月23日(土)四日市市北消防署朝日川越分署にて、朝日町消防団の各分団(機動隊、第1～第4分団)による春季訓練を実施しました。

朝日川越分署員指導の下、各分団機関員は緊急走行時の安全管理及び消防ポンプの取り扱いについて講習を受け、その他団員はポンプ操作及び放水訓練を行い、最後は全団員対象に礼式訓練を行いました。

各団員が実際の火災消火を想定し、日々訓練を実施する事で町民の皆様の安心安全に繋がるよう一丸となって取り組んでいます。



(模擬消火栓を活用したポンプ取り扱い)



(礼式訓練の様子)

「危険物 決める無事故の ストライク」

6月 は 危険物安全管理強調月間 です

消防本部では6月を危険物安全管理強調月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を展開しています。

■セルフスタンド利用時の注意点

最近セルフ型のガソリンスタンドを利用する人が多くなっています。ガソリン等の危険物は火災発生の危険性が高く、消火も困難です。セルフスタンド利用の際は以下の点に注意しましょう。

- 給油の際はエンジンを停止する
- ガソリンスタンド内で喫煙、その他の火気は使用しない
- 給油前には静電気除去シートに触れる
- 油種は必ず確認する
- 給油中、子供が近づかないように注意する
- 給油が停止したら、それ以上の注ぎ足し給油は行わない
- 給油終了後、給油キャップは確実に取り付ける



問い合わせ先 消防本部予防保安課 TEL 356-2010 FAX 356-2041

ま ち の 話 題

あさひ園遠足

5月13日(金)、あさひ園の園児が東芝グラウンドへ遠足にいきました。グラウンドで縄跳びや、かけっこをして仲良く楽しみました。



(手をつないでグラウンドで遊ぶ園児)

叙勲 旭日小綬章を受章

～ 前朝日町長 田代 兼二郎 氏 ～

田代氏は、平成15年6月5日に朝日町長に就任され12年、また議会議員として約20年の永きにわたり地方自治の発展に貢献された功績が認められ、4月29日旭日小綬章を受章されました。



なんでも掲示板



長寿者褒賞

4月20日に河野ことさん（朝日ヶ丘）が95歳の誕生日を迎えられました。おめでとうございます。



4月20日に島清次郎さん（縄生）が100歳の誕生日を迎えられました。おめでとうございます。

寄付

ザ・サンライズ 様 6,000円
社会福祉協議会にご寄付いただきました。

ご厚意ありがとうございます。

税務職員募集

税 務 職 員 募 集 (高校卒業程度)	
職 種	税務職員採用試験
受 験 資 格	1 平成28年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成29年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者
申 込 期 間	【インターネット】 6月20日（月）9時～6月29日（水）受信有効 【郵送又は持参】 6月20日（月）～6月22日（水） （注）郵送の場合は、6月22日（水）までの通信日付印があるもの、持参の場合は、6月22日（水）17時までに提出があったものに限り、受け付けます。
試 験 日	第1次試験 9月4日（日） 第2次試験 10月12日（水）～10月21日（金）のうちいずれかが指定する日
問 い 合 わ せ 先	名古屋国税局 人事第二課 試験係 TEL 052-951-3511（内線3450） 国税庁ホームページの名古屋国税局コーナー（ http://www.nta.go.jp/nagaoya ）

事業主のみなさまへ

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新はお早めに！

労働保険料（平成27年度確定・28年度概算）の申告・納付は6月1日（水）から7月11日（月）までです。お忘れなく！お早めに！

★年度更新集合受付会を開催します

日 時 7月7日（木）・8日（金）・11日（月） 9時～16時

場 所 四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野の各労働基準監督署
桑名市城東地区複合施設「はまぐりプラザ」 鈴鹿市神戸コミュニティセンター
尾鷲公共職業安定所 以上9会場

* 申告書記載について不明の場合は、次の資料をお持ちください。

- ① 「概算・確定労働保険料/一般拠出金申告書」
- ② 作成した平成27年度確定分の賃金集計表
一括有期事業のうち建設の事業については、工事台帳（請負金額・工期等が確認できるもの）
- ③ 事業主印鑑（法人は代表者印鑑）

* 労働保険の年度更新手続きは、電子申請により労働局・労働基準監督署へ出向がなくても、自宅・オフィスから、いつでも手続きができます。

（詳しくは、電子政府の総合窓口へ <http://www.e-gov.go.jp/>）

<問い合わせ先> 三重労働局総務部 労働保険徴収室 津市島崎町327-2 TEL 059-226-2100

生活カレンダー

June 6

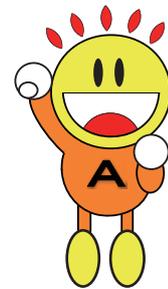
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
						11
12	13 粗大(小向・埋縄) 健康相談	14 一般 たんぽぽ教室	15 再生(雑誌等) リサイクル運動	16 埋立 のびのび相談	17 一般 育児相談	18
19	20 心配ごと相談	21 一般 すくすく相談	22	23 埋立 健康料理教室 のびのび相談	24 一般 7・8ヶ月児相談	25
26	27	28 一般 離乳食教室(後期)	29 再生(新聞紙等) 成人健診	30 埋立 成人健診	1 (7月) 一般	2
3	4 粗大(縄生)	5 一般 心配ごと相談	6	7 埋立 3歳半児健康診査 のびのび相談	8 一般 健康料理教室	9

各施設等のマーク 保健福祉センター ごみ出しの日

健康事業内容

名称	日	時間	備考
健康相談	13	14:00~15:00	内容：血圧測定、検尿、体脂肪測定、健康相談、栄養相談など 持ち物：健康手帳
たんぽぽ教室	14	10:00~11:30	対象：1歳6ヶ月以上(要予約) 内容：保育士による集団遊びの教室。(定員30組) 持ち物：参加費100円、テープ、クレヨン、のり、ハサミ、お茶
育児相談	17	9:30~11:00 13:00~14:00	内容：身体計測、保健相談、栄養相談 持ち物：母子健康手帳
健康料理教室	23 7/8	10:00~13:00	内容：肥満予防・高血圧予防を目的とした管理栄養士による調理実習の栄養教室(要予約) 持ち物：エプロン、三角巾、筆記用具
離乳食教室(後期)	28	10:00~11:30	対象：9~10ヶ月児(要予約) 内容：管理栄養士による後期・完了期の離乳食の講話と調理実習。 持ち物：エプロン・三角巾・おんぶ紐またはベビーカー
すくすく相談	21	予約時にご案内	内容：「ことばがゆっくり」「どもる時がある」「発音が気になる」など言語聴覚士による言葉の発達に関する相談(要予約)
のびのび相談	16 23 7/7	予約時にご案内	内容：「落ち着きがない」「やりとりがうまくできない」「発達がゆっくり」「集団生活になじめない」など臨床心理士による子どもの発達に関する相談(要予約)
精神福祉相談		随時	内容：相談支援センターの相談員が相談を受けます。 ソシオTel (345-9016) / HANA Tel (320-2761)
障がい者の就職相談		随時	内容：四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。Tel (354-2550)
知的障がい福祉相談		随時	内容：相談支援事務所が相談を受けます。 陽だまりTel (328-5881) ブルーム Tel (329-5657)
女性の悩み相談		随時	内容：北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。Tel (352-0557)
児童福祉相談		随時	内容：北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます。Tel (347-2030)

※お申し込みは、子育て健康課(TEL 377-5652) 保健師・看護師・管理栄養士まで



心配ごと相談(20・7/5)
毎週、保健福祉センター2階研修室
13時~15時30分まで

リサイクル運動
(毎月第3水曜日(祝日、雨天の場合は翌日))
収集場所 保健福祉センター駐車場
(午前9時~午後1時まで)
出張場所 柿公民館
(午前10時~11時まで)

ごみ出しの日	一般ごみ	再生ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ
	火・金	15(雑誌等)29(新聞紙等)	木	13(小向・埋縄) 7/4(縄生)

※朝日町役場に問い合わせの際は、ダイヤル番号をよくご確認の上、お間違いないようお願いください。